椎葉村造林事業仕様基準

1　一般的事項

⑴　事業予定表の期日を厳守すること。

⑵　明示のない事項及び不明の点については、すべて現場担当員(以下「監督員」という。)の指示を受けて行うこと。

⑶　作業に当たっては、労働関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について厳重な注意を行うこと。

⑷　事業地内の火災予防に万全を期すること。

⑸　作業個個の具体的事項については、次の作業種別仕様によって実施すること。

2　全刈条寄地ごしらえ作業仕様

⑴　区域内にある笹、雑草等はすべて地際から15センチメートル程度に刈払うこと。

⑵　区域内にある立木及び低木類はすべて地際から15センチメートル程度から刈払い、乾燥するよう地面に刈敷くこと。

⑶　刈払い又は伐倒した物件及び主伐時に残された末木枝条は、枝払い、細分処理を行ったうえ、谷筋に巻落したものが、沢筋をふさぎ災害発生の原因とならないように注意すること。

⑷　巻落し困難な場所は、次のように条状に集積すること。

(ｲ)　条の方向は原則として水平とすること。

(ﾛ)　刈払い又は伐倒物件の条寄せの幅は、監督員の指示に従うこと。

(ﾊ)　集積幅の下端に当たる場所には、点状に杭を打つか、刈足を高くして集積物の転落を防止する措置を行うこと。

⑸　区域内に生育する有用稚樹は残存すること。ただし、作業に支障ある場合は、監督員の指示を受けて処理すること。

3　植付作業仕様

(苗木)

使用する苗木は、宮崎県造林用苗木規格に適合したものでなければならない。

(苗木の仮植)

⑴　仮植地は、できうる限り植栽最寄りの適潤地を選定すること。

⑵　仮植地は、事前に畑状に耕転しておくこと。

⑶　仮植地は充分に深く掘り、根が曲らないように深さは、最下枝がやや埋まる程度とし、両側から十分に踏み付けること。

⑷　乾燥しやすい場合あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないように日除を行い、適時かん水する等適切な処置をすること。

⑸　仮植地から植付地までの小運搬は苗木袋等により乾燥を防ぐ処置をとること。

⑹　小運搬の数量は、その日ごとに人夫数と工程を考慮して適量を運搬し、過剰とならないようにすること。

⑺　仮植した苗木の掘取りは、ていねいに行い、残りの苗木の乾燥を防止すること。

(植付)

⑴　樹種別の植付か所は、別紙図面のとおりとすること。

⑵　植付の本数はヘクタール当たり7,OOO本とする。

⑶　植栽木の苗間は1.8メートル、列間1.8メートルとすること。ただし伐根その他によって足位置に植付けできない場合は、ずらして植付けることができる。

⑷　植付に当たっては、植縄又は尺棒を使用し、確実に苗、列間の距離の保持に努めること。

⑸　植付の方法は、次のように行うこと。

その一　手植を行う場合

(ｲ)　植付位置を中心として約50～80センチメートル四方の落葉、落枝、雑草等の地被物を除き、鍬をまんべんなく打ち込んで土をやわらかにすること。

(ﾛ)　植穴及びその周りの地表の腐植質を含んだ肥土（表土）を掘り起こして集めておく。

(ﾊ)　植穴は、地被物を除いたほぼ中央に径30センチメートル、深さ30～50センチメートル程度に山腹を切り立てて掘り起こし、掘った土は穴の手前におく。

(ﾆ)　掘って別に集めてある肥土（表土）を、植穴の底が中高になるように入れる。

(ﾎ)　その上に苗木を入れ、根系をできるだけ自然のままに拡げるようにする。

(ﾍ)　集めておいた残りの表土及び植穴上方の表土を苗木の根にかけ、土が足りない場合は、掘った心土をかけて、苗木をゆり動かしながら、根の間に土が十分密着するようにして踏み付ける。

(ﾄ)　落葉、落枝をまたもとのように戻して地面をおおう。

(ﾁ)　植付作業員は、一度に50本以上の苗木を携行してはならない。苗木を携行するときは、必ず苗木袋等に入れ、植付の直前に1本ずつとりだすこと。携行する全期間を通じて、苗木が直接風及び陽光に当たらないように注意すること。

4　下刈作業仕様

⑴　下刈は全刈とし、雑草、木竹、蔓茎類はすべて地際から15センチメートル以下に刈払うこと。ただし、条刈を指定された場合は、その指定によること。

⑵　区域内に歩道がある場合は、歩行の支障とならないように刈払物を除去すること。

⑶　植栽木に巻きついたつる類は、植栽木からとり外し、根元から除去すること。

⑷　刈払いに際しては、植栽木を損傷しないように、鎌又は刈払機の操作には常に注意し、植栽木の方に鎌又は刈払機の刃先が向かないようにし、植栽木を中心として外側方向に刈払うこと。笹、雑草等の繁茂が甚だしい所では、あらかじめ鎌をもって植栽木の周囲を刈払い、植栽木の位置を明らかにしておいた後、普通の刈払いを行うこと。

⑸　作業の順序は、雑草等の繁茂の甚だしいか所(例えば沢沿い)から始め、順次他に刈進む等の方法をとり、画一的な実行とならないようにすること。

⑹　植栽木の頂芽の分岐したものは、優良なもの1本を残して他を切りとること。

⑺　保護樹として残した立木で、植栽樹の生育を阻害するおそれのあるものは、伐倒除去又は巻枯らしを行うこと。

5　つる切作業仕様

⑴　区域内のつる類はすべて地際から切りとり、巻きついているつる類は取りはずして除去すること。

6　除伐作業仕様

⑴　植栽木及び保育中の有用樹以外の雑木とつる類は、すべて地際から伐倒刈払いし、植栽木等の生育の支障とならないように林地上によこたえること。

⑵　植栽木中の不良木、奇型木は、監督員の指示を受けて伐倒すること。

⑶　植栽木等の下枝を除去する場合は、樹幹にそって枝の下方から切り上げ、次に上から切りおろす方法で、鉈又は鋸を使用して切口に平行に、かつ、幹に接して幹に損傷しないように行うこと。

⑷　植栽木の成長が悪く成林の見込のない部分があるときは、造林木以外のものも適宜残置し裸地を作らないようにすること。

⑸　区域内に歩道等がある場合は、歩行に支障のないよう刈払物を除去すること。

7　歩道新設作業仕様

⑴　造林作業が最も能率的で、かつ、造林後の管理にも役立つものであるような路線を選定し、中心線から左右0.4～0.6メートル幅に立木雑草その他の地被物を地際から伐倒又は刈払いして線外に除去すること。

⑵　線内にある倒木その他の障害物はすべて線外に除去すること。

この基準は、昭和53年5月1日から施行する。